

豊中市小児慢性特定疾病医療費助成制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の2第1項の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給（以下「制度」という。）について、法及び関係法令に定めのあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施方法)

第2条 制度の実施にあたっては、法及び関係法令によるほか、小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱（平成26年12月3日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国実施要綱」という。）及びこの実施要綱に基づき実施することとする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の定義は、法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び国実施要綱の定めによるところとする。

(医療意見書の作成)

第4条 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（以下「申請書」という。）に添付する医療意見書は、作成日から3か月以内のものでなければならない。また、医療意見書に記載する検査数値等は、原則として、作成日から6か月以内（別に定めのあるものを除く。）のものでなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(重症患者の認定申請)

第5条 重症患者の認定を受けようとする者は、重症患者認定申請書の提出に代えて、申請書中の重症患者認定申請欄に署名することにより申請を行うことができることとする。

2 現に小児慢性特定疾病医療費支給認定（以下「支給認定」という。）を受けている受給者が、新たに重症患者の認定を受けようとする場合は、小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書（以下「変更申請書」という。）により申請を行うこととする。

(支給認定の変更申請)

第6条 受給者が支給認定の変更の申請を行うにあたり、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書の提出を要する場合は、変更申請書を使用することとする。

(支給認定の更新申請)

第7条 支給認定の更新の申請は、既に認定を受けている有効期間の終了日から起算して3か月前から行うことができることとする。

(転入による支給認定の申請)

第8条 他の市町村における受給者が、本市に転入したことにより、支給認定を申請す

る場合は、医療意見書の添付を省略することができることとする。ただし、その場合は申請者からの同意を基に、転出元の都道府県等に認定に必要な事項を確認することとする。

(公簿等の閲覧)

第9条 支給認定の申請(更新及び転入を含む。)、変更の届出及び変更の申請に係る支給認定世帯員及び所得の状況に関する事項の確認は、原則として、公簿等の閲覧により確認することとする。ただし、その場合はあらかじめ申請者から公簿等の閲覧についての同意を得ることとする。

(税制上の未申告者)

第10条 税制上の申告をしておらず、収入の確認ができない者については、原則として、申告をするよう求めることとする。ただし、他の者の被扶養者であることが確認できる等収入が無いことが推察される場合は、申請者からの申し立てにより、収入がないものとみなして取り扱うことができることとする。

2 前項の申し立ては、申立書の提出により行うこととする。

(不足書類)

第11条 国実施要綱第6-1-(3)の規定により、あらかじめ申請書だけで申請を受理した場合は、原則として、申請の受理日から2週間以内に医療意見書その他必要書類の提出を求めることとする。

2 前項の規定において、2週間を経過してもなお医療意見書その他必要書類の提出が無い場合は、申請の受理を取消し、受理した書類一式を申請者に返還することができることとする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(支給認定)

第12条 市長は、原則として、支給認定をすることとする場合は、審査会への審査は求めないこととする。ただし、審査会の意見を聴くべき特段の事情がある場合はこの限りではない。

2 市長は、支給認定の有効期間の認定にあたっては、医療意見書の治療見込期間にかかわらず、その疾病の状態、治療の状況等からみて指定小児慢性特定疾病医療支援を受けることが必要と認められる期間を認定することとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、制度の実施に係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年2月6日から実施し、平成27年1月1日から適用する。

2 豊中市小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱(平成24年4月1日制定)は廃止する。